

# 第23回期 第30回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和元年12月18日(水) 午後1時30分から午後2時15分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員10人)

会 長	10番	生田目源一
会長職務代理者	9番	大河内一二
委 員	1番	會田 陽子
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	小針 賢一
同	5番	会田 嘉治
同	6番	佐川 健二
同	7番	角田 一志
同	8番	八旗 正紀

推 進 委 員 (浅川・滝輪)	石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)	小宅 正一
同 (同)	我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)	関根 榮治
同 (大草)	佐川 光一
同 (東大畑・畑田)	小室 勝弘
同 (染)	川音 光平
同 (小貫・太田輪)	八木沼 進
同 (山白石)	佐藤 博
同 (同)	圓谷 広行

4 欠席委員(委員0人・推進委員1人)

推 進 委 員 (中根松) 江田 利光

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第64号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地  
利用集積計画の作成に対する決定について 2件

議案第65号 農業経営改善計画の認定に係る意見決定について 4件

議案第66号 非農地判断について 1件

- 6 農業委員会事務局職員  
 事務局長 岡部 真  
 主 査 圓谷 恭幸

7. 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。        会長から開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>ただいまから第30回浅川町農業委員会総会を開会いたします。        あらためまして、こんにちは。第30回浅川町農業委員会総会を招集いたしましたところ、師走の半ばを過ぎ、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。また、先日は「農業委員・最適化推進委員の改選に係る説明会」に参加をいただきありがとうございました。私たちの任期も来年の7月となってきましたが、それまでの期間は委員の皆さんとともに遊休農地の発生防止に、一致団結して活動していきたいのでご協力をお願いします。        本日は総会終了後に農業者等との意見交換会を予定していますので、こちらへの出席もお願いします。本日の議案審議は3件でございます。いつものように慎重な審議をお願いいたしまして、あいさつとします。よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>本日の農業委員の出席は10名中10名です。        農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第30回浅川町農業委員会総会は成立いたしました。        なお、推進委員の出席は11名中、10名です。中根松地区担当推進委員江田利光委員より欠席の旨通告がありましたので、報告いたします。</p>
会 長	<p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。        浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。</p>
会 長	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、6番、佐川健二委員、8番、八旗正紀委員を指名いたします。        次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の圓谷主査を指名いたします。        それでは、議事日程第3、議案第64号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成に対する決定についてを上程いたします。        事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p><b>【議案朗読】</b></p>
会 長	<p>続いて議案の審議に入ります。議案第64号①について事務局より説明をお願いします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>事務局より説明いたします。</p> <p>被設定人の***さんは***の方で、中根地内でも水田を作付されている方です。****さんは***で自作地 1.3ha の農地を持ち、借入も積極的に行っており、経営農地面積は約 4.2ha ある農家の方です。今回の申請地については、利用権の設定が令和元年 1 2 月 3 1 日をもって期限を迎えるため、再設定をするためです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の要件である、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、農用地利用集積計画の内容が町の基本構想に適合することであること。</li> <li>2、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認められること、及び、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。</li> <li>3、対象農地の関係利権者のすべての同意が得られていること。</li> </ol> <p>のいずれの要件も満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われれます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この集積計画に対する中根松地区推進委員の意見については、江田利光委員が欠席のため省略いたします。</p> <p>事務局の説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第 6 4 号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第 6 4 号農業経営基盤強化促進法第 1 8 条①について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第 6 4 号、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画①については決定いたします。</p> <p>次に、議案第 6 4 号②について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>事務局より説明いたします。</p> <p>被設定人の****さんは、認定農業者であり、人・農地プランにおいても東大畑地区の担い手として名前があげられております。設定人の****さんも同じ東大畑の方で、農地を任せたいという希望があり、今回、農業委員の角田委員とも話をして利用権を設定することとなったものです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の要件である、3 要件いずれも満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われれます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この集積計画に対して東大畑・畑田地区推進委員小室勝弘委員の意見を求めます。</p>

小室委員	<p>はい。東大畑・畑田地区担当推進委員の小室です。</p> <p>12月10日13時に地区副担当の角田委員と確認して参りました。今回、設定を受ける****さんについては、認定農業者で専業農家でもあります。水稻を中心に育苗センター、ライスセンターも行っています。貸付人の****さんは高齢になってきたため、地区の認定農業者である****さんに耕作をお願いしたい意向です。****さんは現在の経営状況からみて、基盤法の第18条第3項第2号のいずれも満たしているものと思われ、今回の集積計画には問題ないものと思われます。以上です。</p>
会 長	<p>事務局の説明及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。議案第64号②について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第64号農業経営基盤強化促進法第18条②について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第64号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画②については決定いたします。</p> <p>次に、議案第65号、農業経営改善計画の認定に係る意見決定についてを上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p><b>【議案朗読】</b></p>
会 長	<p>続いて議案の審議に入ります。議案第65号①について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>説明いたします。今回の案件は、農業経営改善計画書の認定にあたり農業委員会としての意見を求められているものです。認定においては、農協、普及所などの関係機関で構成された審議会において審議することとなっておりますが、迅速な認定のため文書での意見をもとめられたことにより議案にかけ意見決定をするものです。計画の認定にあたっては、町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に沿った計画である必要があります。</p> <p>皆様のお手元に計画書の写しを配布してありますので、ご覧いただきたいと思ひます。1枚目をご覧ください。****さんは稲作による経営規模拡大を図り、農業経営で所得向上を目指すとの目的で申請書が出されています。</p> <p>営農類型は水稻です。構想に沿った計画であるかですが、5年後の目標が年間農業所得300万円、年間労働時間は1,840時間であり、2枚目の⑦にありますとおり、目標達成のための措置も各項目記載がなされております。この措置</p>

	<p>を講ずることにより③から⑥までを実現し、目標へ到達する計画です。浅川町農業委員会として、****さんの経営改善計画書は基本的な構想に沿ったものであると認め、認定に異議がないか審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	<p>本申請人は袖山地区の方となりますが、簗輪・袖山地区推進委員、関根榮治委員の方で意見がありましたら発言願います。</p>
関根委員	<p>はい。簗輪・袖山地区推進委員の関根です。 ****さんについては事務局より説明のあったとおりで、農業の担い手として当地区においても価値あることだと思いますので、特に異議はありません。以上です。</p>
会 長	<p>議案第65号①について質疑を許します。質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第65号①の認定について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第65号、農業経営改善計画の認定に係る意見①については異議なしと意見決定いたします。 次に議案第65号②について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>説明申し上げます。計画書写しの3枚目をご覧ください。****さんは稲作による経営規模拡大を図るとともに、作業受託を引き受けていきたいとの目的で認定申請書が出されております。 営農類型は水稻です。構想に沿った計画であるかですが、5年後の目標が年間農業所得400万円、年間労働時間は1,200時間であり、4枚目の⑦目標達成のための措置も各項目記載がなされております。この措置を講ずることにより③から⑥までを実現し、目標へ到達する計画です。浅川町農業委員会として、****さんの経営改善計画書は基本的な構想に沿ったものであると認め、認定に異議がないか審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	<p>本申請人は太田輪地区の方となりますが、小貫・太田輪地区推進委員、八木沼進委員の方で意見がありましたら発言願います。</p>
八木沼委員	<p>小貫・太田輪地区推進委員の八木沼です。 事務局からの説明の中にありましたが、****さんは現在も水稻作業受託をしており、地区に対して寄与しています。認定農業者になってさらに作業を拡大してもらえらば、当地区においてかけがえのない存在になると思われれます。</p>

	特に異議はありません。以上です。
会 長	議案第65号②について質疑を許します。質疑ございませんか。  (「異議なし」の声)
会 長	質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第65号②の認定について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。  (挙手全員)
会 長	全員賛成ですので、議案第65号、農業経営改善計画の認定に係る意見②については異議なしと意見決定いたします。 次に議案第65号③について事務局より説明をお願いします。
事務局長	説明申し上げます。計画書写しの5枚目をご覧ください。****さんは現在、兼業で農業をしています。5年後には専業農業による安定した経営を目指し、規模を拡大していくとのことで申請書が出されています。 営農類型は水稻、肉用牛(繁殖)、露地野菜を計画しています。構想に沿った計画であるかですが、5年後の目標が年間農業所得300万円、年間労働時間は1,840時間であり、6枚目の⑦にありますとおり、目標達成のための措置も各項目記載がなされており、浅川町農業委員会として、認定に異議がないか審議をお願いいたします。以上です。
会 長	本申請人は山白石地区の方となりますが、山白石地区推進委員、佐藤博委員の方で意見がありましたら発言願います。
佐藤委員	山白石地区担当推進委員の佐藤です。 当地区は中山間地域ということで、農業経営者の高齢化や後継者不足により離農する農家も多く、地域を支える担い手不足は深刻なものとなっております。このような中、****さんは会社勤めをしながらも意欲的に農業に取り組んでおり、5年後には専業農家として水稻を中心に肉用牛、野菜との複合経営で取り組む改善計画となっております。当地区においては担い手として貴重な存在で、歓迎し期待をしているところであります。したがって、認定に関し意義はありませんので、よろしくご審議をお願いします。以上です。
会 長	議案第65号③について質疑を許します。質疑ございませんか。  (「異議なし」の声)
会 長	質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第65号③の認定について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙

	<p>手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第65号、農業経営改善計画の認定に係る意見③については異議なしと意見決定いたします。</p> <p>次に議案第65号④について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>説明申し上げます。計画書写しの7枚目をご覧ください。****さんは肉用牛と水稻による規模拡大を図り、所得向上を目指すとのことで申請書が出されています。</p> <p>営農類型は肉用牛（繁殖）、水稻です。構想に沿った計画であるかですが、5年後の目標が年間農業所得600万円、年間労働時間は1,880時間であり、8枚目の⑦にありますとおり、目標達成のための措置も各項目記載があり、達成に向けては問題ないと思われま。農業委員会として認定に異議がないか審議をお願いいたします。</p> <p>なお、計画書の写しについては個人情報関係上、回収させていただきますので、審議終了後は机上に残して退室いただきますようお願いいたします。以上です。</p>
会 長	<p>本申請人は山白石地区の方となりますが、山白石地区推進委員、圓谷広行委員の方で意見がありましたら発言願います。</p>
圓谷委員	<p>山白石地区担当の圓谷です。</p> <p>****さんは現在も肉用牛と水稻に取り組まれている農家さんです。説明にありましたとおり規模を拡張しながら、5年後の規模拡大と経営安定を目指しております。内容について目標達成に対して支障あるものはなく、農業に取り組む姿勢は日ごろより評価に値するものであります。皆様の審議をよろしく願います。以上です。</p>
会 長	<p>議案第65号④について質疑を許します。質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第65号④の認定について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第65号、農業経営改善計画の認定に係る意見①については異議なしと意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第66号、非農地判断についてを上程いたします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>【議案朗読】</p> <p>昨年の12月の総会においても議案にかけた非農地判断ですが、今年も皆様にご協力いただいた農地利用状況調査において再生不能、いわゆる「B分類」と判断されたものについて非農地判断するため今回議案にかけさせていただきました。</p> <p>農地・非農地の判断は、農林水産省経営局長通知の「農地法の運用について」の第3(3)ウにおいて、農業委員が実施した農地法第30条第1項に規定する農地の利用状況調査の結果、森林の様相を呈するなど再生利用が困難と判定された農地については、農業委員会総会において農地法第2条第1項に基づく、「農地」に該当しない旨判断することとされております。</p> <p>今回、議案にかけられた田35筆、17,636.00㎡、畑43筆、37,669.00㎡、合計78筆、55,305.00㎡については、先ほど申しました再生困難と判断されたもののうち、現況が宅地や雑種地などの農地法違反の可能性があるものなど、非農地判断することが適切でないこととされているものを除く、非農地判断しても支障のないものと考えられるものになります。</p> <p>今回、議決されますと、所有者のほか法務局、県および町課税部局に非農地判断された旨の通知をし、農地台帳の整理がなされることとなります。なお、所有者に対する通知には国の定める様式とは別に、Q&amp;Aを添える形で送付したいと考えております。</p> <p>以上、皆様方のご審議、よろしくお願いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より議案の朗読及び説明が終わりましたので質疑を許します。</p>
<p>1 番</p>	<p>議案第66号について、質疑ございませんか。</p>
<p>1 番</p>	<p>はい。</p>
<p>会 長</p>	<p>1番、會田委員。</p>
<p>1 番</p>	<p>昨年度の調査においてもどう判断したらよいか疑問の箇所があったのですが、車が止められるような駐車場のようになっていて、事務局に再度調査を依頼して最終判断をお願いしたところがあったのですが、そこについての結果はどうなったのかお聞きしたいと思います。</p>
<p>圓谷主査</p>	<p>地目が農地となっている箇所に砂利が敷かれている箇所については、所有者を調べまして、実際に管理している方などを通してそのへんの確認をして農地転用なりの許可を取っていただくように話をすることになります。</p> <p>相続の手続きが完了していない、いわゆる未相続の農地には複数の権利者がおりまして、話をする対象者が定まらない状態があります。権利者間で相続に関する手続きの一つの手順としてまとめていただくよう関係する方には話をしている段階になっています。</p>



1 番	<p>そうしますと、来年度調査においてもまた農地として調査図には載ってくるようになりますよね。そんなところもまた調査をしていかないとならないのですか。はっきりと駐車場と看板を掲げている箇所でありますので、税なども相応の基準でかかってないといけないはずですし、農地法でもよくはないわけですから、農地ではないとすべきかと思います。</p>
事務局長	<p>今回の非農地判断については、森林の様を呈しているなどの理由で耕作できない農地を判断しています。今回の指摘における市街地内での既に農地として使用できなくなっているところでは、農地法においては結果的に違反の部類に入る可能性があります。そちらの方については、これまでの事例では顛末案件ということで処理をするようにしていました。そのように所有者の方に話をし、理解をしていただいたうえで、転用手続きしていただくことを案内しています。そのうえで転用申請をしていただくよう話をしていきたいと考えております。今回の非農地判断では対応できないものと考えております。</p>
1 番	<p>現状が農地以外の利用をされているところに対してはやはり早急に対処していただきたいと思います。宅地基準の税がかかって当然と思うので、農地のままにしておけないと思う次第です。</p>
事務局長	<p>税の課税については担当部局ではないので、詳細まで把握しているわけではありませんが、現況課税なので駐車場での利用であるならば、雑種地で宅地並みの課税計算がなされているものと考えられます。</p>
1 番	<p>では、来年の調査についてはやはり例の土地は調査対象に出てきてしまうのではないですか。農地以外なので調査対象から抜くことはできないのでしょうか。</p>
事務局長	<p>調査票の備考欄に今回の事例のような箇所については、去年の経過のようなことを記載することで、今後もあえて調査していただくようなことは避けるようにしていきたいと思います。そういった対応をしていきたいと思います。</p>
1 番	<p>このような事例については別の形の区別をしていただけるのですね。</p>
事務局長	<p>そういった対応をしていきたいと思います。</p>
会 長	<p>その他ありますか。</p>
5 番	<p>非農地判断の所有者について、外11名となっている方がいる。これは代表相続人に通知するので、外11名の方には通知が行かないということですかね。</p>
事務局長	<p>登記簿の詳細まで把握しているのではないですが、代表者に対して通知することになります。****外11名ということで、登記上、権利上は12名の共有地になっている土地です。なので、代表者に対して通知することになります。</p>

5 番	もしも外11名の方から何か意見が出たときはどんな風になるのか。外11名から****さんが何か言われたらどう言ったらいいのか。
圓谷主査	今回の非農地判断について、非農地にするのは農地台帳からの除外が目的でして、仮に農地として使用することでありましたら、申し出により現地を確認し、農地として再度台帳へ復元することになります。
事務局長	今回、非農地判断として議決になりますと、所有者欄に記載されている方に通知を出すことになります。共有地で権利者が複数いる場合には代表者へ出させていただきます。他の共有者の方には連絡することはしていませんが、ご質問などがあればもちろん受けることとなりますが、地目上で農地でないと判断した旨を通知するもので、権利関係までが異動・変更になるものではないので、影響はないものと考えています。
会 長	5番。どうでしょうか。
5 番	はい、わかりました。
会 長	その他質問ありませんか。では、農業委員の採決を取ります。 議案第66号、非農地判断について、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しない非農地と決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。  (挙手全員)
会 長	全員賛成ですので、議案第66号、非農地判断については決定いたします。次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。
2 番	はい。
会 長	2番、どうぞ。
2 番	台風19号によりまして、河川法によらないで設置したポンプが破損した件におきまして、県に対して登録していないポンプは助成対象外だという話があったのですが、町として何か対応の考えはありますか。
事務局長	原則的な考え方で申しますと、河川から水を利用する場合には河川管理者から許可を得る必要があります。社川ですと県が管理者になっていますので、事務上は石川土木事務所から取水許可を取っていただくようになります。ただ昭和40年以前から取水をしている方については経過措置で水利権について許可を得る必要がないものになっています。それらを踏まえますと、その状態であるところに公金で補助をすることがどうなのかという見方もあることから慎重に考えているところであります。
2 番	ただこれまでそうやって取水してきて1町歩ほどの田んぼを耕作していた

	<p>のに、できないと荒れ地になってしまうのではないかと心配している。農業委員としても荒れ地を増やさないようにやってきたわけなので、地域に対して耕作を続けられるような対応をお願いしたいと思っております。</p>
事務局長	<p>ただいまの答弁については一般論的なことを申し上げたものでありますが、今後は政策的な対応も絡んでくることでありますので、なお検討を重ねていかなければならないと思います。どういった状況で、そういった形になって、なぜその対処がなされていたか状況を把握しながら対応していきたいと思えます。</p>
会 長	<p>なければ事務局より連絡事項をお願いします。</p>
事務局長	<p>次回総会1月16日(木)午後3時30分予定。その後、町長を招いて農業委員・推進委員の新年会を開催する予定です。</p> <p>このあと午後3時より、農業者等との意見交換会を開催します。会場作成のため一旦退室願います。夕方には忘年会も行う予定です。</p> <p>繰り返しになりますが、経営改善計画書の写しについては個人情報関係上、回収させていただきますので、審議終了後は机上に残して退室いただきますようお願いいたします。以上です。</p>
圓谷主査	<p>私の方から連絡させていただきます。</p> <p>まず、お配りの資料にありますとおり、2月上旬に予定されておりました後期農業委員・推進委員研修会については開催しないことになりましたので、予定から消していただくようお願いいたします。</p> <p>このあと行われます意見交換会は、農業者からの相談案件に該当することから活動記録簿への記載をしていただくようお願いいたします。</p> <p>本日配布した農業経営状況等調査の配布、回収はもちろん、その際またはその後何か相談等を受けた場合は、そちらの方も記録簿に記載願います。</p> <p>現在、利用意向調査を実施中ですが、以前も説明させていただいたとおり1月の総会時に未提出の方の情報提供をさせていただきますので、回収のための協力をお願いしたいと思います。</p> <p>これからの時期、来年以降の作付けにあたって利用権を新たに設定するものがあったりします。委員の皆様の中でもご自身が認定農業者である場合は、それらのやりとりについても対象となりますので、利用権設定にあたり出し手の方とのやりとりを行った部分について記録願います。認定農業者以外の委員の方でも、他の方からの相談を受けて利用権設定までの世話役をしたなどがあれば記載願います。</p>
会 長	<p>事務局より連絡事項終わりましたが、委員の皆さんから何でも結構ですので何かありましたならお願いします。</p>
会 長	<p>ないようですので、それでは、以上を持ちまして第29回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>

事務局長	ご起立願います。礼。ご苦労様でした。
------	--------------------

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 \_\_\_\_\_ (印)

同 議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)

同 議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)